

2. 診療放射線技師の視点で考える 放射線科の働き方改革

上田 克彦 日本診療放射線技師会会長

診療放射線技師法改正 (令和3年)後の動向

令和3(2021)年診療放射線技師法の改正によって、造影剤など投与のための静脈路確保に象徴される大きな業務拡大が行われた。日本診療放射線技師会(以下、技師会)は、厚生労働省告示第273号にて、新しい業務を安全に実施するための告示研修を各都道府県(診療)放射線技師会の協力の下開催し、2023年度末には1万1834名が修了した。このうち病院・診療所に勤務する診療放射線技師の修了者は1万743名であり、この数値は日本国内に従事している診療放射線技師の約18%となっている。各職能団体が厚生労働省に提出している告示研修実施計画は2025年度までが報告されており、2025年以降には「改正診療放射線技師法」に対応した新カリキュラムの教育を受けた学生が新しい制度の診療放射線技師として活躍することになる。すでに診療放射線技師の免許を持っている方は、計画期間内に告示研修を受講していただきたい。

告示研修の内容は、厚生労働科学特別研究事業(厚労科研)・北村班「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務範囲拡大のための有資格者研修の確立及び学校養成所教育カリキュラム見直しに向けた研究」において、研修内容の構成とその単位(時間)が示されており、2014年の診療放射線技師法一部改正に対応した「業務拡大に伴う

統一講習会」(技師会が2015年から実施)の内容は、すでに診療放射線技師は修得したものとして認識され、告示研修には含まれていない。また、日本医学放射線学会の監修、日本看護協会の教材作成への協力にて具体的な内容が決定されたものである。今回の告示研修は医師からのタスク・シフト/シェアであることから、当初の告示研修の講師は日本医学放射線学会の医師の派遣を仰ぎ、静脈路確保の実技研修の講師は看護師に依頼した。

今後、告示研修修了者は改正診療放射線技師法に適合した免許保持者として管理され、告示研修を修了していない者と区別できる免許管理が厚生労働省から技師会に指示されており、改正診療放射線技師法に適合した者の免許管理(会員外を含む)をするために技師会会員システムの改修を行った。

現在、各医療施設における医師のタスク・シフト/シェアは途上であり、徐々に広がっているものの正確な実態は把握できていない。一方、厚労科研・小坂班にて「臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師のタスクシフト/シェアリング/タスクシェアリングの安全性と有効性評価」の分担研究者の一人として、筆者は診療放射線技師におけるタスク・シフト/シェアの好事例を報告した。その中で、静脈注射院内認定看護師(院内IVナース)研修を利用した静脈路確保の実践をしている済生会川口総合病院の事例報告として、小坂班はJRC 2023と第31回日本医学会総会にて約

700部の冊子を配布した。これにより、放射線医療関係者に安全なタスク・シフト/シェアについての情報共有を行った。今後、タスク・シフト/シェアを安全に行うには、医療施設全体の理解が必要であり、診療放射線技師の過重労働につながらないような人員配置や効率的な業務運用が必要となってくると思われる。

安全なタスク・シフト/シェア実施に向けての施策として、日本医学放射線学会を中心に、各関係医学会の協力を得て診療放射線技師のための安全ガイドラインを作成中であり、2023年度中には公開する予定となっている。業務領域として、CT検査、MRI検査、造影剤投与のための静脈路確保、RI検査のための放射性同位元素投与、放射線治療における画像誘導放射線治療(IGRT)、IVRにおける医師の補助業務などが作成され、現在確認作業に入っている。

厚生労働省による 診療放射線技師需給予測

医師の働き方改革に対応するため、診療放射線技師のみならず、医療技術職へのタスク・シフト/シェアの実現が必要となっているが、将来的に新たなタスク・シフト/シェアが求められるかどうか会員からの関心は高く、診療放射線技師だけでなく、多くの医療技術職にさらなる業務拡大が求められる可能性は高い。

一方、2030年頃から日本の人口減少